

「国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）」の結果について

2025年11月10日（月）から11月22日（土）まで、ブラジル・ベレンにおいて開催された「国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）」及び関連会合等の結果、会期中に開催された森林関連のサイドイベントについて紹介します。

1. はじめに

ブラジル・ベレンにおいて「国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）」及び関連会合が開催されました。COPが「アマゾンの玄関口」ベレンで開催されることとなり、「森林」への関心が高まる中、林野庁からは次長以下4名が参加しました。COP30では、議長国ブラジルがポルトガル語の「ムチラオ（共同作業、協働、共に働く）」をテーマに掲げ、「交渉中心の時代から実施中心の時代への移行」としてパリ協定の実施の加速と国際協力の進展に関する議論が行われました。

その成果として、気候変動緩和や資金等の締約国間で特に関心の高い事項を横断的

に取りまとめた「グローバル・ムチラオ決定」が採択されました。また、「緩和作業計画」の交渉においては、森林に関する事項が議論され、採択文書に森林の重要性が明記されました。「グローバル・ムチラオ決定」と各主要議題の決定をまとめて「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と呼ばれています。



ライトアップされた会場

2. COP30及び関連会合等の結果

「アマゾンの玄関口」での開催ということから、COP30では必然的に「森林」への関

心が高まり、交渉議題や国際的イニシアチブ等においても、森林が多く取り上げられました。

① 森林関連の交渉議題

ア 緩和作業計画

「緩和作業計画」は、2030年までの温室効果ガス排出削減・吸収促進の強化を目指すもので、その一環として年2回の「グローバル対話」*を開催することとなっています。これまでのグローバル対話のテーマは、温室効果ガス削減や再生可能エネルギー導入等が議論の中心でしたが、2025年5月には、COP30のブラジル開催も念頭に「森林」をテーマに開催されました。

COP30では、グローバル対話の成果や2026年以降の緩和議題の継続について議論が行われました。決定文書には、グローバル対話の成果として、森林が吸収源・炭素貯蔵庫として果たす重要な役割に加え、気候変動対策と生物多様性保全との相乗効果、持続可能な森林経営の重要性が明記されました。

イ 市場メカニズム（パリ協定第6条）

パリ協定の市場メカニズムは、締約国が協力して対策を実施し、得られた追加的な排出削減等の成果を国際移転し、協力した

国や企業等で分配・移転できる仕組みです。2024年のCOP29では、積み残しとなっていたパリ協定第6条の運用ルールが決定し、「市場メカニズム」の完全運用化が実現しました。COP30では、各国の実施状況や審査手続き等を中心に議論がされ、経験共有のために非公式対話の開催が決定しました。

林野庁は、交渉以外の場においても、パリ協定第6条2項に基づく森林分野の二国間クレジット制度（JCM）の推進に向け、カンボジア等のパートナー国と意見交換を実施しました。

ウ その他

「グローバル・ムチラオ決定」は、自然及び生態系の保全・保護・回復の重要性が強調され、パリ協定5条に従い2030年までに森林の減少・劣化を停止・好転させる取組の強化等が強調されました。その他にも、議長国ブラジルは、森林の減少・劣化を停止・好転させるための「森林ロードマップ」を作成することを発表しました。

② 新たに立ち上がった森林関連のイニシアチブ

COP30では交渉以外でも、気候変動対策に関する国際イニシアチブが立ち上げられました。我が国は、木材等を活用して既

*グローバル対話：気候変動の緩和に関する各国の知見や課題を共有する対話。年に2回開催され、2025年5月に「森林」をテーマに開催。林野庁からも知見を共有。



決議採決

存建築物の長寿命化等を推進する「責任ある木造建築の原則」、山火事リスクの軽減とレジリエンス強化の取組を推進する「統合的防災管理及び山火事レジリエンスに関する行動要請」に賛同しました。また、熱帯林等の保全のための新たな基金「トロピカル・フォレスト・フォーエバー・フアンシリティー(TFFE)」の立ち上げにも賛同しました。

このように気候変動対策における森林の役割が決定文書において再確認されたことや、森林関連の新たなイニシアチブが設立されたことは、ブラジルの「アマゾン」で開催された会議の成果とも捉えることができ

国連森林フォーラム(UNFF)が設置したフォレスト・パビリオンのグラウンドオープニングにおける谷村林野庁次長のスピーチをはじめ、林野庁からの参加者が8件のサイドイベントに登壇し、持続可能な森林経営と木材利用を通じた森林吸収源対策に関する林野庁の政策や取組を積極的

3. サイドイベントー森林に関する我が国の情報発信



統合的防災管理及び山火事レジリエンスに関する行動要請



責任ある木造建築の原則



TFFE

責任ある木造建築の原則

- 1. 既存建築物の長寿命化**
現存する建築物を長寿命化する可能性を、解体することよりも優先。
- 2. ライフサイクル全体の算定**
エンボディド・カーボン排出量及びその他の環境影響を最小限に抑えるように設計・施工。
- 3. 持続可能な森林経営の確保**
木質建築資材は、持続可能な森林経営のベストプラクティスに従って管理された森林から調達。
- 4. 木材の炭素貯蔵ポテンシャルの最大化**
建築などの耐久性のある製品への使用を優先・奨励し、建築における木材利用の循環性を推進。
- 5. 責任ある木造建築バイオエコノミーの促進**
「森林から建築まで」のバリューチェーン全体のステークホルダーに情報、教育、研修を提供。イノベーション、研究と開発を支援・奨励。

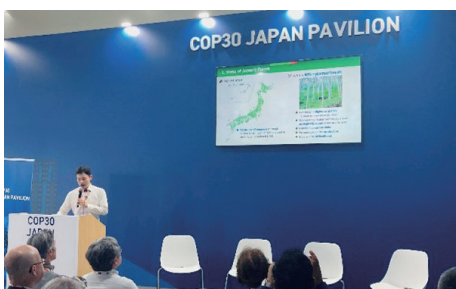


フォレスト・パビリオンでの意見交換



谷村林野庁次長によるスピーチ

に発信しました。特に、都市等における「第2の森林づくり」、J-クレジット制度や木材製品の炭素貯蔵効果、スマート林業等についての情報発信を通じ、多くの参加者と議論や意見交換を行いました。



ジャパン・パビリオンでの情報発信

告など、森林分野の取組に関する議論や実施の推進が見込まれます。林野庁としては、国内での森林吸収源対策の推進、パリ協定に基づく森林分野のJCMの実施、多様なアクターと連携した森林関連の国際イニシアチブの推進などを通じて、引き続き気候変動対策に貢献していくことといたします。

4. おわりに

COP30では、「グローバル・ムチラオ決定」や「緩和作業計画」における森林減少・劣化対策の重要性の再認識、「責任ある木造建築の原則」や「統合的防災管理及び山火事レジリエンスに関する行動要請」、「TFFE」を含めた森林関係のイニシアチブの立ち上げなど、「森林」が多く取り上げられました。

林野庁としては、これらの交渉や国際イニシアチブの立ち上げに関する議論に貢献するとともに、我が国の持続可能な森林経営と木材利用の促進を通じた森林吸収源対策について積極的な発信を行い、プレゼンスを示すことができました。

COP31はトルコで開催(議長国はオーストラリア)され、COP30の議長国ブラジルによる「森林ロードマップ」に関する報告など、森林分野の取組

